

様式第3-1号

令和5年8月3日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定に基づき、別紙のとおり地域登録検査機関を登録したので、同条第6項の規定に基づき公示する。

茨城県知事

様式第6号

登録番号	151	登録年月日	令和5年8月3日				
登録検査機関の名称	株式会社 きうち農産						
代表者氏名	代表取締役 木内 康博						
主たる事務所の所在地	茨城県稲敷市押砂754番地1						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
茨城県	木内 康博	もみ、玄米	K082023005				
備 考	登録検査機関の新規登録						

No.1

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。